

船舶事故調査報告書

平成28年3月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月14日 06時20分ごろ
発生場所	東京都新島村 ^{わかごう} 若郷漁港西南西方沖の浅根 新島港灯台から真方位022° 2.9海里付近 （概位 北緯34° 24.9′ 東経139° 15.8′）
事故の概要	瀬渡船 ^{ドラゴン} DRAGON1は、南東進中、乗り揚げた。 DRAGON1は、舵機室に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者からの意見聴取手続きを行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 DRAGON1、11トン 290-41170静岡、個人所有 11.95m (Lr) × 3.27m × 1.22m、FRP ディーゼル機関2基、661.96kW（合計）、平成4年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年6月23日 免許証交付日 平成26年6月23日 （平成31年6月22日まで有効） 甲板員 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年5月9日 免許証交付日 平成26年12月24日 （平成31年12月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	舵機室に破口、プロペラの曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5 海象：波向 北東、波高 約1.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、釣り客6人を乗せ、平成27年10月14日04時00分ごろ、静岡県下田市下田港を出港し、05時30分ごろ新島村 ^{うどね} 鵜渡根島で釣り客4人を降ろした後、新島へ

	<p>向けて南南西進した。</p> <p>本船は、船長が操縦室で操船し、若郷漁港西方沖において左転し、若郷漁港南西方の磯へ向けて約13ノットの対地速力で南東進していたところ、06時20分ごろ、浅根と呼称されている干出岩に乗り揚げ、乗り切った。</p> <p>船長は、衝撃で乗揚に気付き、クラッチを中立にして甲板員と操船を交代し、釣り客の安否を確認したのちに船体の損傷を確認したところ、舵板が舵機室を突き抜けており、そこから浸水しているのを認めた。</p> <p>本船は、06時25分ごろ自力で若郷漁港へ入航し、港内にいた漁船の助けを借りて、同漁港の岸壁に着いた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の本事故当時の喫水は、船首が約1.0m、船尾が約1.4mであった。</p> <p>船長は、瀬渡船の経験が約1年半あり、本事故当時、甲板員から操船を教わっていた。</p> <p>船長及び甲板員は、浅根の存在を知っており、本事故当時、水没していて視認することができなかったものの、兩人とも、本船が浅根から離れて航行しているのだから乗り揚げることはないものと思っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、陸岸が近かったため、レーダーの電源を入れていたものの、その画面を見ずに目視のみで航行しており、GPSプロッターの画面が大縮尺になっていて本船が浅根に向かって航行していることに気付かなかった。</p> <p>甲板員は、瀬渡船の経験が約8年あり、本事故海域を航行した経験が多数あった。</p> <p>甲板員は、本事故時、操縦室内にあり、目測で船位の見当を付けていたが、乗揚の危険を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、目視のみで航行せず、GPSプロッターを適切に使用していれば、本事故を防ぐことができたと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、若郷漁港西南西方沖を南東進中、船長が、浅根から離れて航行しているものと思いき、目測で船位の確認を行っていたことから、水面下となった浅根に向かって航行していることに気付かず、浅根に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面が大縮尺になっており、浅根が表示されていなかったため、気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、若郷漁港西南西方において南東進中、船長が、</p>

	浅根から離れて航行しているものと思い、目測で船位の確認を行っていたため、水面下となった浅根に向かって航行していることに気付かず、浅根に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗岩が点在する海域を航行する際には、慣れたところであっても、航海計器を適切に使用して船位の確認を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

